

令和8年4月1日から自動車税の制度が変わります

令和8年3月31日をもって、自動車税環境性能割が廃止されます。

令和8年4月1日より、自動車税種別割の名称が『自動車税』に変更されます。

※地方税法の改正が前提となっております。今後の国会審議等次第では、改定日に変更になる場合があります。

これまで、環境性能割の税額をお知りになりたい場合、FAXにて車検証を送付してもらい、回答していましたが、令和8年4月以降、環境性能割の税額照会は不要となります。

自動車税の納付の有無に関わらず
引き続き申告書の提出が必要です。ご注意ください。

自動車の新規登録、変更登録または移転登録の申請を、岐阜運輸支局で行った際には、隣接する岐阜県自動車税事務所に申告書の提出をお願いいたします。



岐阜県自動車税事務所
課税審査係